

2009年2月作成

ご契約のしおり・約款、重要事項説明書（注意喚起情報）

がん保険

〈無配当〉



 富士生命

この冊子には、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめを説明した「約款」が記載されています。必ずご一読いただき、大切なご契約内容についてご理解いただきますようお願い申し上げます。
なお、巻末には、特にご注意いただきたい重要事項を記載した「重要事項説明書（注意喚起情報）」が綴じ込まれておりますので、必ずご確認のほどお願い申し上げます。

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり 目的別目次	2
---------------	---

お願いとお知らせ

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。	3
2. 保険契約の締結について	3
3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）	3
4. お客様に関する情報のお取扱いについて	4
5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	5
6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。	7
7. 保険金額等が削減される場合	7
8. 「生命保険契約者保護機構」について	8
9. 新たな保険契約への乗換えについて	10
10. 契約確認・保険金給付金確認制度について	10
11. 当社の組織形態について	10
12. このような場合ただちにご連絡ください	11

主な保険用語のご説明	12
------------	----

ご契約のしおり

保険の特長としくみについて

1. がん保険の特長としくみ	14
----------------	----

保険金・給付金などの支払いについて

2. 保険金・給付金のお支払いと保険料払込免除	15
3. ご契約の自動更新について	17
4. 保険金・給付金などをお支払いできない場合	18

ご契約に際して

5. 保険契約の無効について	20
6. 健康状態や職業などの告知義務	20
7. ご契約をお断りする場合	21
8. 告知が事実と相違する場合	21
9. 保険証券の確認	22
10. 保障の責任開始期	22
11. 保険料をまとめて払い込む方法	23

ご契約後について

12. 保険料の払込方法	24
13. 払込猶予期間とご契約の効力	25
14. 効力を失ったご契約の復活	26
15. お払込みが困難なときの継続方法	26
16. 保険金・給付金など支払いの際の保険料精算	27
17. ご契約の解約と解約返戻金	29
18. 保険契約者・保険金受取人の変更	30
19. 住所変更などの場合	31
20. 保険金・給付金の請求訴訟	31
21. 生命保険と税制上の特典	32

給付金などのご請求方法	34
--------------------	----

約 款

がん保険普通保険約款	35
終身保険特約	46
定期保険特約	51
がん退院後療養特約（がん保険）	57
がん診断給付金特約（がん保険）	63
がん死亡・高度障害終身保障特約	69
がん死亡・高度障害定期保障特約	75
保険料口座振替特約	82
保険料口座振替特約（団体扱・集団扱用）	84
団体扱特約Ⅰ	85
団体扱特約Ⅱ	87
集団扱特約	88

重要事項説明書（注意喚起情報）	巻末
保険会社からのお願い	
説明事項ご確認のお願い	

ご契約のしおり 目的別目次

(がん保険)

こんなとき	このページをご覧ください	
保険申込の際に注意しておくことは	<ul style="list-style-type: none"> ●重要事項説明書（注意喚起情報） ●お願いとお知らせ 	最終ページ (綴じ込み) 3
証券をなくした	●このような場合ただちにご連絡ください	11
結婚して姓が変わった	●このような場合ただちにご連絡ください	11
電話で保障内容を確認したい	●このような場合ただちにご連絡ください	11
保険用語が分からない	●主な保険用語のご説明	12
保険の特長としくみを知りたい	●1. がん保険の特長としくみ	14
保険料払込免除について知りたい	●2. 保険金・給付金のお支払いと保険料 払込免除	15
保険金等が受け取れないケースについて 知りたい	●4. 保険金・給付金などをお支払いでき ない場合	18
告知に関して知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ●6. 健康状態や職業などの告知義務 ●7. ご契約をお断りする場合 ●8. 告知が事実と相違する場合 	20 21 21
いつから保障が開始されるか知りたい	●10. 保障の責任開始期	22
保険料をまとめて払い込む方法について 知りたい	●11. 保険料をまとめて払い込む方法	23
保険料の払込ができなかった場合につい て知りたい	●13. 払込猶予期間とご契約の効力	25
効力を失った保険を元に戻したい	●14. 効力を失ったご契約の復活	26
保険料の払込の都合がつかない場合の継 続方法について知りたい	●15. お払込みが困難なときの継続方法	26
契約の解約について知りたい	●17. ご契約の解約と解約返戻金	29
住所を変更した場合の手続について知り たい	●19. 住所変更などの場合	31
生命保険に係る税金について知りたい	●21. 生命保険と税制上の特典	32
給付金等を請求したい	■給付金などのご請求方法	34

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。

- 申込書はご自身で記入し内容を充分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。

2. 保険契約の締結について

< 保険契約締結の「媒介」と「代理」について >

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

< 生命保険募集人について >

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことが出来ます。当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

- ・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、くわしくは「ご契約のしおり」の「ご契約後について」の項をご覧ください。

尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の身分・権限等に関するご確認を希望される場合には、下記照会先までご連絡願います。

< 照会先 >

お客様サービスセンター ☎0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）

1. お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または保険料等領収証（保険業法 第309条第1項第1号に定める書面です。）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、6.の場合を除きます。
2. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により支店または本社あて発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨記載してください。
3. お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

5. お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
6. つぎの場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき
- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、撤回等を申し出られた支店または本社あてご連絡してください。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。

4. お客様に関する情報のお取扱いについて

1. 当社は、このご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
2. 本契約の申込人および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の①から④の目的に基づく利用、ならびに下記①から⑤の提供・利用をさせていただきます。本契約のお引き受け等に必要な提供・利用が含まれていますので、同意いただきたくお願い申し上げます。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること。
 - ②各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること。
 - ③各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること。
 - ④富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること。
 - ⑤再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社（再々保険以降の出再先を含む）に提供すること。

※ 2-②, ④の共同利用について

 - ア. 当社は、各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること（2-②）や、富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること（2-④）があります。
 - イ. 共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載されたご契約内容です。
 - ウ. 共同利用する個人データの管理責任者は、富士生命保険株式会社です。

3. 当社グループ各社の範囲、グループ会社・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ (<http://www.fujiseimei.co.jp/>) をご覧ください。
4. お客様から、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去のご請求があった場合は、ご本人からの申し出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご連絡、ご質問あるいはご苦情につきましては、適切かつ迅速に対応させていただきますので、当社お客様サービスセンターにお問い合わせください。

5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提

供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。

平成17年1月31日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個

個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取られている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

富士生命保険株式会社 お客様サービスセンター
 フリーダイヤル：0120-211-901
 （月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00）
 ホームページ：<http://www.fujiseimei.co.jp/>

6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。従いまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

7. 保険金額等が削減される場合

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

・問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

8. 「生命保険契約者保護機構」について

○当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1. 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2. 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します。^(注2) 当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

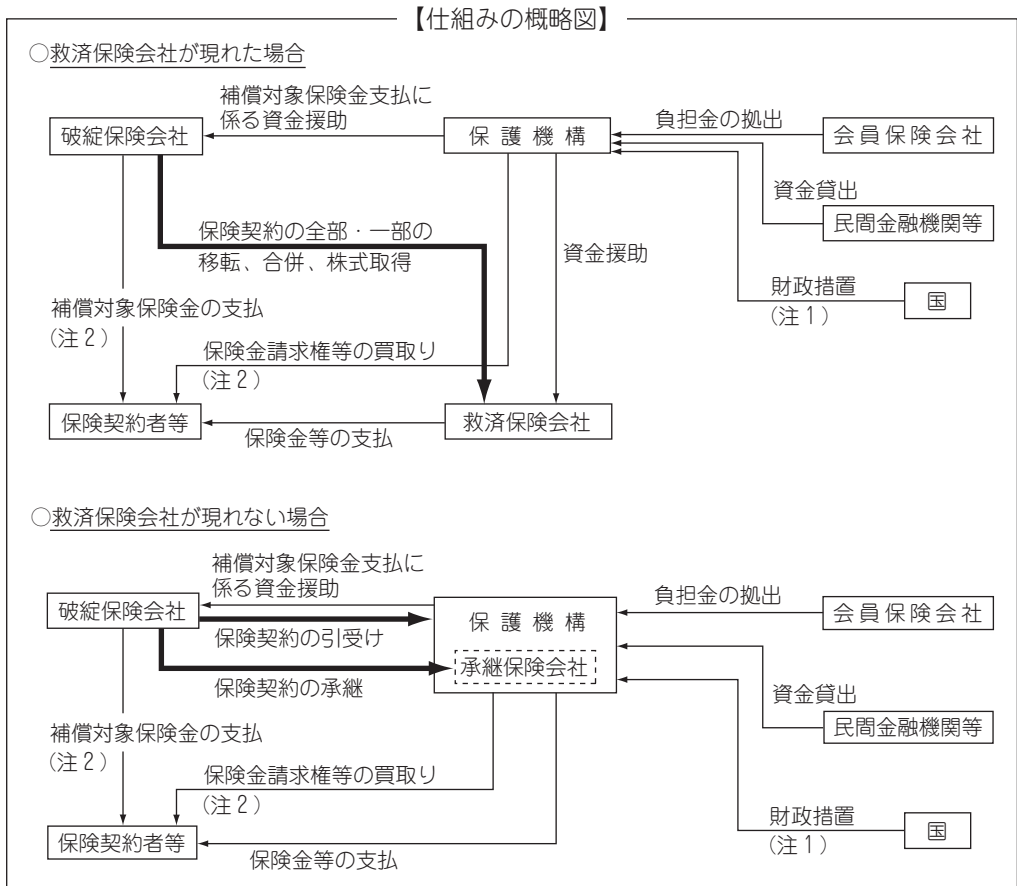
$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者

毎に高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。

- ※ 3. 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- ※ 4. 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年(2009年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

また、詐欺による契約の無効の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・無効となることもありますので、ご注意ください。

10. 契約確認・保険金給付金確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。その節にはよろしくお願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

（事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。）

11. 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

12. このような場合ただちにご連絡ください

◆ご契約に関する各種お手続きや・ご相談・ご照会・苦情につきましては、富士生命お客様サービスセンターへご連絡ください。

※なお、各種手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人様（死亡保険金のご請求は受取人様、高度障害保険金のご請求は被保険者様）からお願いいたします。

お問い合わせ先
お客様サービスセンター TEL 0120-211-901

◆受付時間

月曜日～金曜日 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

お手続き例	具体的手続き例
①改姓・改名等	改姓・改名、受取人変更
②住所変更等	住所変更、町名変更
③保険料のお支払い等	保険料の払込方法の変更
④ご契約内容の変更等	保険期間・保険料払込期間の変更
⑤給付金等のご請求等	給付金のご請求受付
⑥口座変更等	保険料払込口座
⑦紛失等	保険証券の再発行
⑧その他お手続き等	具体的なお手続き等の説明

※各種お問い合わせの際には保険証券番号、契約者氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。

（注）お申出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。

◆あらゆるお手続きに保険証券はかかせないものです。保険証券は大切に保管してください。

◆当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

富士生命ホームページ
http://www.fujiseimei.co.jp/

●(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

主な保険用語のご説明（五十音順で記載）

か	解 除	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
き	給 付 金	災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどに支払われるお金のことです。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。
	契 約 者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人をいいます。
	契 約 年 齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
	契 約 日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 一般的には責任開始日と一致しますが、保険料払込方法（回数）や保険料払込方法（経路）によっては異なる場合があります。 たとえば、口座振替月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
こ	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことごとについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
し	失 効	保険料お払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。
	主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査	診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
せ	責任開始日（期）	保険契約上の保障が開始する時点を責任開始期といいます。その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た	第1回保険料充当金	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金のことです。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
と	特 約	→主契約・特約で説明
は	払 込 期 月	保険料をお払込みいただく月のことをいいます。保険料払込方法（回数）に応じ、つぎの契約応当日が属する月の初日から末日までになります。
ひ	被 保 険 者	生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。
ふ	復 活	保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。この保険の場合、失効後1年が経過すると復活はできなくなります。
ほ	保 険 期 間	保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
	保 険 金	被保険者の死亡・高度障害のときなどに支払われるお金のことです。
	保険金受取人	ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。
	保険契約者	→契約者と同じ
	保 険 証 券	保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保険金額（給付金額）や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 年 度	契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、……となります。
	保 険 料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
	保険料払込方法（回数）	保険料払込方法（回数）には、年1回払込む年払、半年に1回払込む半年払、毎月払込む月払があります。
ほ	保険料払込方法（経路）	保険料払込方法（経路）には、口座振替によるお払込み、給与引き去りによるお払込みなどがあります。
	免 責 事 由	被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは保険金が支払われないことがあります。この支払わない事由のことをいいます。
や	約 款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
ゆ	猶 予 期 間	払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は失効します。 なお、猶予期間は保険料払込方法（回数）によって異なります。

1

がん保険の特長としくみ

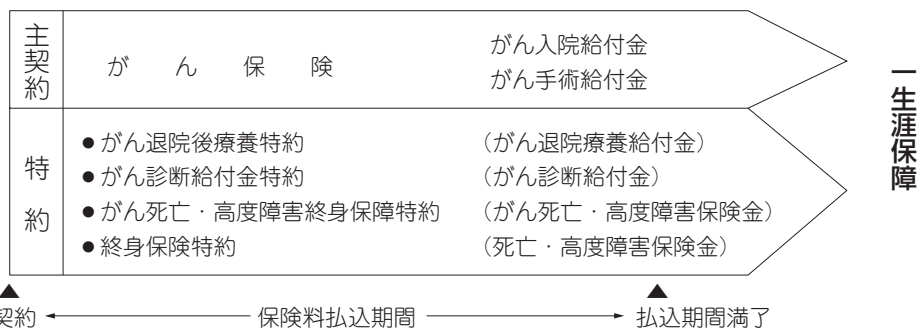
1. 特長

この保険は、**がんによる入院または手術の保障を主な目的**とした保険です。

- (1) 各種の特約をおつけになることによって保障を充実させることができます。
- (2) 終身タイプと有期タイプの2種類より選択できます。
- (3) 有期タイプの場合、自動更新により最高99歳まで保障可能です。
- (4) 無配当ですので、配当金はありませんが、割安な保険料となっています。

[しくみ図]

終身タイプの例



◆責任開始期

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、保険期間の始期（第1回保険料充当金を会社が受け取ったとき、または告知のときのいずれか遅いときを指します。）からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となり、その日から保険契約上の保障が開始されます。

10. 保障の責任開始期 をご覧ください。

<主たる被保険者が死亡されたとき>

- ◆主たる被保険者が死亡されたときから、ご契約は消滅します。そのときの解約返戻金はありません。

被保険者が死亡されたときは、ただちにご連絡ください。

2

保険金・給付金のお支払いと保険料払込免除

1. 保険金・給付金のお支払い

	主契約・特約の名称	お支払いする保険金・給付金	保険金・給付金受取人	お支払い事由
主契約	がん保険	がん入院給付金 がん入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	責任開始期以後の保険期間中に次の条件を満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後にがんと診断確定されたこと (2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること
		がん手術給付金 入院給付金日額×10倍、20倍または40倍		責任開始期以後の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術を受けたとき
特約	がん退院後療養特約	がん退院療養給付金 基本がん退院療養給付金額×10	主契約の給付金受取人	責任開始期以後の保険期間中に、がん入院給付金の支払われる入院をした場合で、入院日数が20日以上となる継続入院をした後、生存して退院したとき
	がん診断給付金特約	がん診断給付金	主契約の給付金受取人	責任開始期以後の保険期間中にがんと診断確定され、主契約のがん入院給付金の支払われる入院を開始したとき（注）
	がん死亡・高度障害終身保障特約	特約がん死亡保険金	特約がん死亡保険金受取人	責任開始期以後、診断確定されたがんを原因として、死亡したとき
		特約がん高度障害保険金	主契約の給付金受取人	責任開始期以後、診断確定されたがんを原因として、高度障害状態に該当したとき
	がん死亡・高度障害定期保障特約	特約がん死亡保険金	特約がん死亡保険金受取人	責任開始期以後、診断確定されたがんを原因として、保険期間中に死亡したとき
		特約がん高度障害保険金	主契約の給付金受取人	責任開始期以後、診断確定されたがんを原因として、保険期間中に高度障害状態に該当したとき
約	終身保険特約	特約死亡保険金	特約死亡保険金受取人	死亡したとき
		特約高度障害保険金	主契約の給付金受取人	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したとき
定期保険特約	定期保険特約	特約死亡保険金	特約死亡保険金受取人	保険期間中に死亡したとき
		特約高度障害保険金	主契約の給付金受取人	責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき

<注>

がん診断給付金について

がん診断給付金は、がん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日から2年を経過した後、再びがん診断給付金のお支払事由に該当した場合、保険期間中であれば何度でもお受取りいただけます。（2年を経過した日の翌日にがん入院給付金のお支払事由に該当する継続入院中を含みます。）

2. 保険料払込免除

主たる被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

(注)「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

(注)「所定の身体障害の状態」については、普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

- ◆がん保険（主契約）、がん退院後療養特約、がん診断給付金特約については、家族型（「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」、「本人・子型」）のお取扱はいたしません。「本人型」のみのお取扱となります。

3

ご契約の自動更新について

1. がん保険（有期タイプ）の更新について

- ◆ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- ◆この保険の更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- ◆この保険の更新後の入院給付金日額は、更新前の入院給付金日額と同一とします。
- ◆この保険の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険の更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。
- ◆つぎの場合には自動更新のお取扱いはいたしません。
 - 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - 保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - 保険料払込期間が保険期間より短いとき

2. 特約の更新について

つぎの特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、ご契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、これらの特約は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・ 定期保険特約 | ・ がん診断給付金特約 |
| ・ がん退院後療養特約 | ・ がん死亡・高度障害定期保障特約 |

ただし、つぎの場合には、更新を取扱いません。

- ◆更新後の特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
- ◆更新後の特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込満了日をこえるとき
- ◆主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

<ご注意>

更新については、つぎの点にご注意ください。

- ◆更新後の各特約には更新日の各特約条項を適用し、各特約の保険料は更新日のその被保険者の年齢、保険料率により計算します。（各特約は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の特約保険料は通常更新前より高くなります。）
- ◆更新後の各特約の保険期間は、更新前と同一とします。
ただし、99歳の範囲内で、保険期間を変更することがあります。
- ◆更新後の各特約の保険金額などについて
 - 更新後の各特約の保険金額・入院給付金日額・がん診断給付金額・基本がん退院療養給付金額は、更新前と同一とします。

4

保険金・給付金などをお支払いできない場合

つぎのような場合には、給付金、保険金等のお支払事由が生じても給付金、保険金等のお支払いはいたしません。

1. 免責事由に該当した場合

＜終身保険特約・定期保険特約＞

【特約死亡保険金】

1. この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期）の属する日から起算して3年以内の自殺
2. 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意
3. 戦争その他の変乱（*）

【特約高度障害保険金】

1. 保険契約者または被保険者の故意
2. 戦争その他の変乱（*）

＜ご注意＞

（*）については、その当該被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、給付金の全額もしくは一部をお支払いします。

2. 責任開始期前のがん診断確定による無効

被保険者が責任開始期の前日までのがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず保険契約を無効とし、保険金・給付金はお支払いできません。

3. 重大事由による解除の場合

◆つぎのような事由に該当し、ご契約が解除されたとき、たとえ、給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

1. ご契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致をしたとき
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があったとき
3. ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
4. 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
5. その他ご契約または付加している特約を継続することを期待しえない上記1. 2. 3. 4. と同等の事由があるとき

4. 告知義務違反による解除の場合

- ◆告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じても保険金・給付金をお支払いすることはできません。

5. ご契約の失効の場合

- ◆保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合、保険金・給付金をお支払いすることはできません。

5

保険契約の無効について

1. 詐欺による無効

保険会社は、保険契約者または被保険者が詐欺により保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効

保険会社は、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

6

健康状態や職業などの告知義務

1. 告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

なお、医師の診察を受け、医師の診察結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

嘱託医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

2. 告知の方法

● 診査を行なうご契約の場合（診査扱）

当社指定の医師が被保険者の過去の病歴（病名、治療期間など）などについていろいろおたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。

● 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合

被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

● 診査を行なわないご契約の場合（告知書扱）

ご契約者または被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

<ご注意>

◆告知受領権について

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、**生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

7

ご契約をお断りする場合

- ◆当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約をお断りする場合がございます。（傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。）

8

告知が事実と相違する場合

- ◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始期または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 責任開始期または復活日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となることがあります。）
- また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

9

保険証券の確認

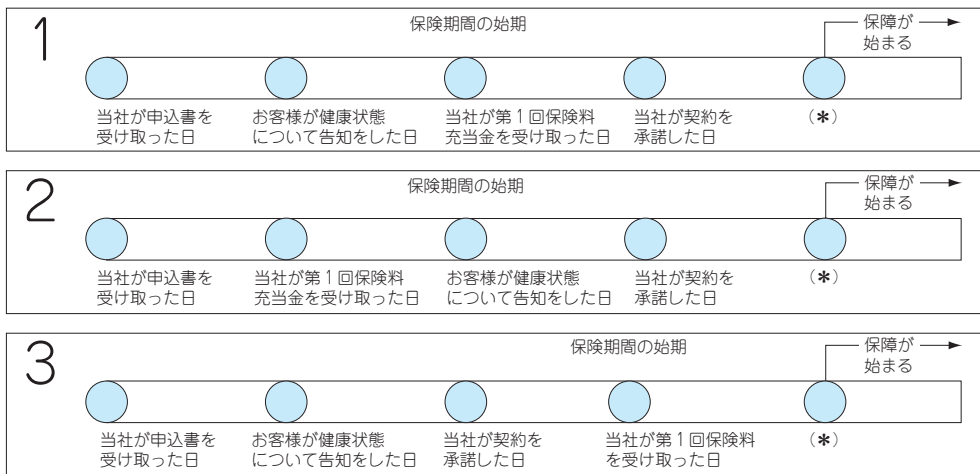
- ◆ご契約をお引受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。
- ◆お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。
万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐに支店またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-211-901）までご連絡ください。

10

保障の責任開始期

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した日の翌日から保険契約上の保障が開始されます。

- ◆責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



(※) 保険期間の始期から90日を経過した翌日

<ご注意>

終身保険特約および定期保険特約は、保険期間の始期から保障が始まります。

11

保険料をまとめて払い込む方法

1. 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお支払いいただきますと、割引があります。

2. 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

将来の保険料を2年以上まとめて前納するお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した保険料前納金をお支払いいただきます。

- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお支払いにあてられます。
- 前納期間が満了した場合または保険料のお支払いを要しなくなった場合（保険料払込免除、死亡、解約等）に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。（前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。）

<ご注意>

全保険料払込期間に対応する保険料を一時にお支払いいただく全期前納は、年払の場合のみの取扱いとなります。また、終身払込でご契約の場合は、全期前納は取扱いできません。

くわしくは、当社の代理店、支店またはお客様サービスセンターまでご相談ください。

12

保険料の払込方法

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中につきのいずれかの方法によってお払込みください。

1. 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振替えられます。

くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

<お願い>

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
 なお、翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りいたします。
 翌月にもお振替できなかった場合には、再請求分についてお払込猶予期間内（**13. 払込猶予期間とご契約の効力**をご覧ください。）に再請求のご案内に添付の用紙にてコンビニまたはゆうちょ銀行からお払込ください。

2. 団体・集団を通じてのお払込み

団体または集団扱契約の場合、団体または集団を経由して保険料をお払込みいただきます。

くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」、「団体扱特約条項Ⅱ」または「集団扱特約条項」をご覧ください。

<上記以外の方法による一時的お払込み>

上記2つのいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が、払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ一時的に下記いずれかの方法によりお支払い下さい。

- ・ ご契約者のお申し出により、振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込み下さい。
 受取書は保険料領収証のかわりになりますので大切に保存願います。
- ・ 会社の本社または会社の指定した場所に持参してお払込み下さい。

<お願い>

- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支店またはお客様サービスセンターまでお申出ください。
 （あらたな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込み願います。）

13

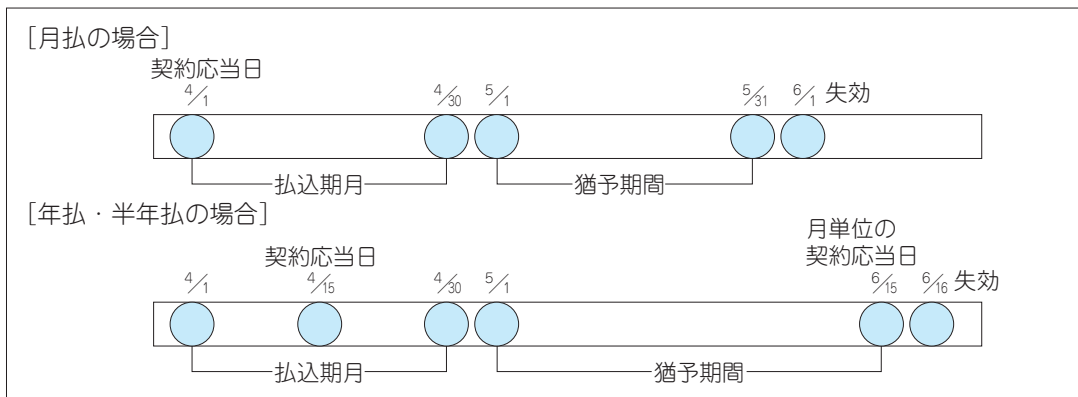
払込猶予期間とご契約の効力

◆保険料の払込猶予期間はつぎのとおりです。

月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
 年払・半年払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了することになります。

(例)



◆猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。(失効)

14

効力を失ったご契約の復活

保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、

- あらためて告知をしていただきます。
(健康状態などによっては復活ができないこともあります。)
- その結果、当社が復活を承諾したときは、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。
- 当社が復活を承諾した場合には、失効した日から復活する日までの延滞保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を負います。

<ご注意>

解約返戻金を請求された後は復活のお取扱いをいたしません。

15

お払込みが困難なときの継続方法

保険料払込のご都合がつかないときでも、つぎの方法でご契約を有効に継続させることができます。

このようなとき		このような方法
保険料の負担を軽くされたいとき	入院給付金日額等の減額	<ul style="list-style-type: none"> * 入院給付金日額等は小さくなり、付加されている特約も減額されることがあります。 * なお、減額部分は解約されたものとして取り扱います。 * 減額後の入院給付金日額等が会社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

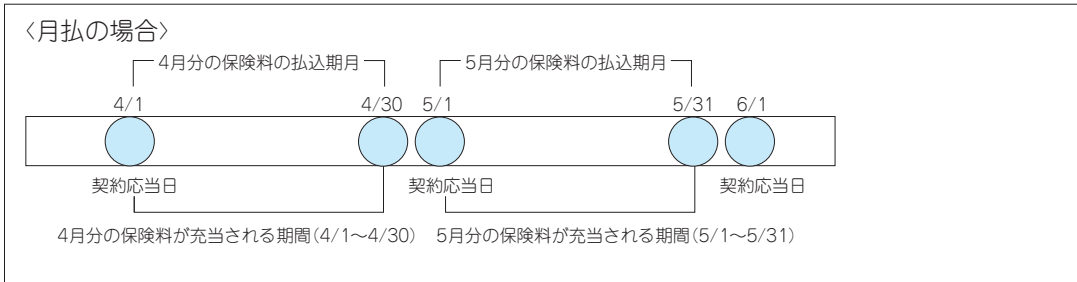
- がん保険は、「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」または「払済保険への変更」のお取扱いは行っておりませんので、ご注意ください。

16

保険金・給付金など支払いの際の保険料精算

- ◆保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(例)

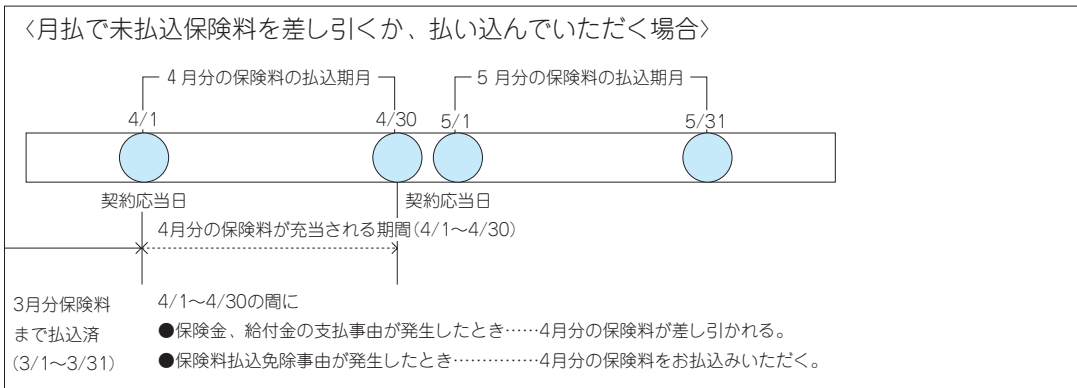


- ◆したがって、保険金支払事由、給付金支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

保険金支払のとき……………未払込保険料が保険金から差し引かれます。
給付金支払のとき……………未払込保険料が給付金から差し引かれます。
(給付金が未払込保険料より少ないときは)
猶予期間内に保険料を払い込んでください。)

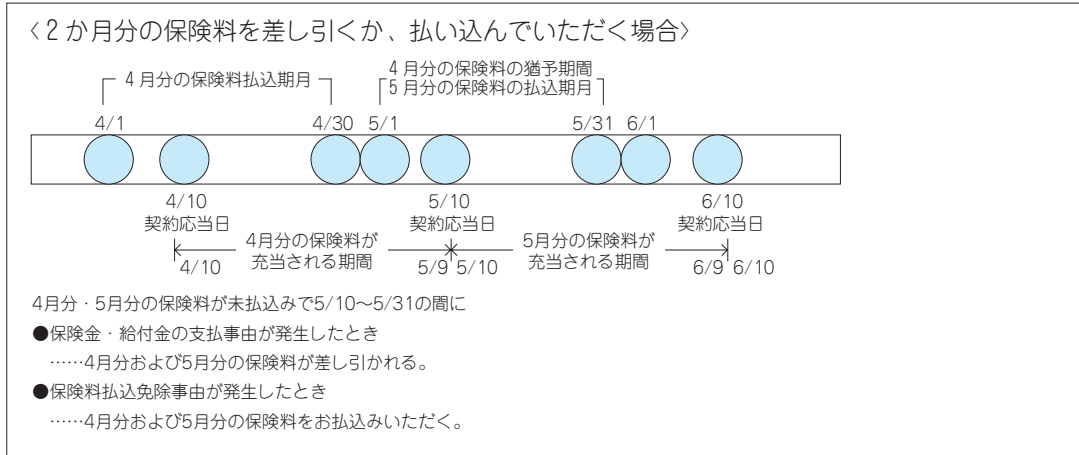
保険料払込免除のとき……………未払込保険料をお払込みいただきます。

(例)

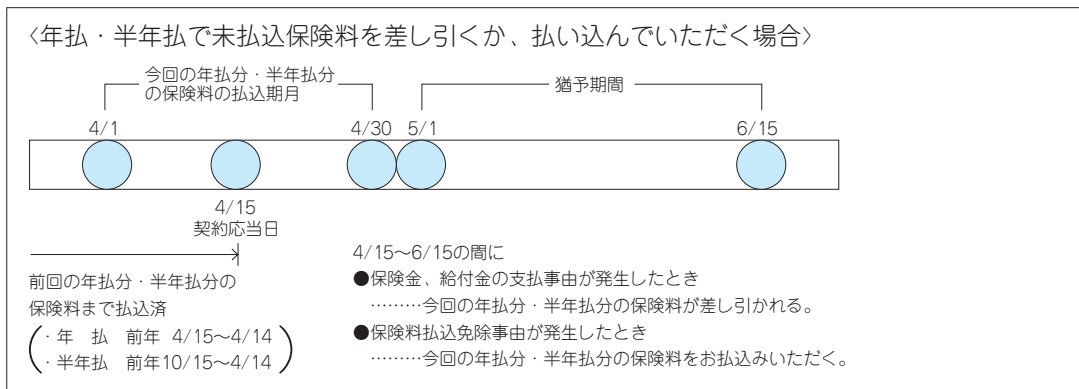


- ◆なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。

(例)

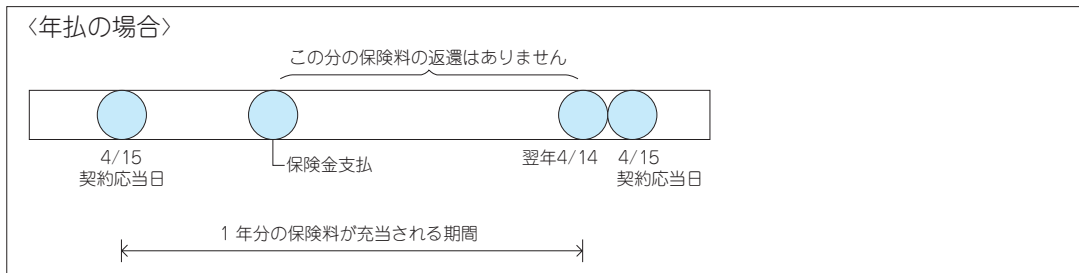


(例)



- ◆保険金支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれている場合、未経過期間分の返還はありません。

(例)



17

ご契約の解約と解約返戻金

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですから、ぜひ未永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、これまでより保険料が割高になります。

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。
- 解約返戻金の額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

ご継続を迷われた際には、ぜひお気軽にご相談ください。

- お払込みが困難なとき……入院給付金日額等の減額の方法があります。

15. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

18

保険契約者・保険金受取人の変更

1. 保険契約者の変更

- ◆ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ◆保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。

2. 特約死亡保険金受取人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(注) 特約死亡保険金支払事由発生後は受取人の変更ができません。

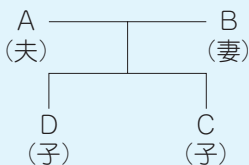
<お願い>

死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- ◆新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。

(例)

(保険契約者・被保険者 Aさん)
(保険金受取人 Bさん)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（保険金支払事由の発生）した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが保険金受取人となります。

- 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支店または本社までご連絡ください。

3. 保険金の税法上の取扱い

- ◆生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- ◆保険契約者または保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを充分ご確認のうえご請求願います。(21. 生命保険と税制上の特典 をご覧ください。)

19

住所変更などの場合

- ◆ 転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたときは、ただちに支店またはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡いただきたい事項

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名
- 新住所と電話番号
- 旧住所

- ◆ 保険契約者・被保険者・保険金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失または盗難にあわれたときも、ただちに支店またはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

<お願い>

保険証券は大切に保存してください。

20

保険金・給付金の請求訴訟

保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

〔ただし、契約日から1年以内に発生した事由に基づく保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを、合意による管轄裁判所とします。〕

21

生命保険と税制上の特典

(平成21年2月現在)

1. 生命保険料控除の特典

- ◆当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、つぎの割合でその年の所得から控除されますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。
- ◆年末調整または確定申告のときお忘れなくご申告ください。

[所得税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から 50,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から 100,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

[住民税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から 40,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円から 70,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

- ◆保険料の金額が1契約につき9,000円をこえるときは、当社が「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。（団体扱契約の場合は、団体事務責任者の証明ですみますから必要ありません。）

2. 給付金の特典

- ◆入院給付金、手術給付金、退院療養給付金、診断給付金には、受取人が次のような場合には税金がかかりません。
 - (1) 被保険者本人
 - (2) 被保険者の配偶者
 - (3) 被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

3. 保険金の取扱い

◆契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡 保険 金	契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

◆生命保険金非課税扱いの特典

契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

(相続税法第12条)

◆高度障害保険金の非課税扱いの特典

高度障害保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ高度障害保険金の受取人である場合を除きます。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

給付金などのご請求方法

- ◆給付金などの支払事由が生じた場合には、支店またはお客様サービスセンターまでご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

<ご注意>

給付金、解約返戻金、保険料払込免除などのご請求は、お支払いまたは免除の事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

- ◆給付金などの諸手続に必要な書類は普通保険約款および特約条項の別表1をご覧ください。ただし、当社は掲載以外の書類の提出を求め、また、掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。
- ◆給付金などのご請求に際しては、次の書類が必要になります。

項 目	必要書類
①がん入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
②がん手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
③保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券

- (注) 1. 上記の書類は、会社の指定した場所に提出してください。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

がん保険普通保険約款 目次

この保険の概要	14. 保険契約者
1. がんの定義および診断確定	第28条 保険契約者の代表者 ……………41
第1条 がんの定義および診断確定 ……………36	第29条 保険契約者の変更 ……………41
2. 被保険者の型および被保険者の範囲	第30条 保険契約者の住所の変更 ……………41
第2条 被保険者の型および被保険者の範囲 ……………36	15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
第3条 被保険者資格の得喪 ……………36	第31条 年齢の計算 ……………41
第4条 配偶者または子の入院給付金日額 ……………36	第32条 契約年齢および性別の誤りの処理 ……………41
3. 給付金の支払	16. 契約者配当
第5条 給付金の支払 ……………36	第33条 契約者配当 ……………41
第6条 給付金の請求、支払時期および支払場所 ……………37	17. 時効
4. 主たる被保険者の死亡	第34条 時効 ……………41
第7条 主たる被保険者の死亡 ……………37	18. 被保険者の業務、転居および旅行
5. 保険料払込の免除	第35条 被保険者の業務、転居および旅行 ……………42
第8条 保険料払込の免除 ……………37	19. 保険契約の更新
第9条 保険料の払込を免除しない場合 ……………38	第36条 保険契約の更新 ……………42
第10条 保険料払込免除の請求 ……………38	20. 管轄裁判所
6. 契約日および責任開始期	第37条 管轄裁判所 ……………42
第11条 契約日 ……………38	別表1 請求書類 ……………43
第12条 責任開始期 ……………38	別表2 対象となる不慮の事故 ……………43
7. 保険料の払込	別表3 対象となる高度障害状態 ……………44
第13条 保険料の払込 ……………38	別表4 対象となる身体障害の状態 ……………44
第14条 保険料の払込方法（経路）……………39	別表5 対象となる悪性新生物 ……………45
第15条 保険料の前納または一括払 ……………39	別表6 対象となる手術および給付倍率表 ……………45
8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	別表7 病院または診療所 ……………45
第16条 猶予期間および保険契約の失効 ……………39	別表8 入院 ……………45
9. 保険契約の復活	
第17条 保険契約の復活 ……………39	
10. 保険契約の無効	
第18条 詐欺および不法取得目的による無効 ……………39	
第19条 責任開始期前のがん診断確定による無効 ……………40	
11. 告知義務および保険契約の解除	
第20条 告知義務 ……………40	
第21条 告知義務違反による解除 ……………40	
第22条 保険契約を解除できない場合 ……………40	
第23条 重大事由による解除 ……………40	
12. 解約および解約返戻金	
第24条 解約 ……………40	
第25条 解約返戻金 ……………41	
13. 契約内容の変更	
第26条 がん入院給付金日額の減額 ……………41	
第27条 被保険者の型の変更 ……………41	

がん保険普通保険約款

(平成19年4月2日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) がん入院給付金
被保険者が責任開始期以後の保険期間中にがんの治療を目的として入院をしたときに支払います。
- (2) がん手術給付金
被保険者が責任開始期以後の保険期間中にがんの治療を目的として手術を受けたときに支払います。
- (3) 保険料の払込免除
主たる被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. がんの定義および診断確定

(がんの定義および診断確定)

- 第1条 この契約において「がん」とは、別表5に定める悪性新生物をいいます。
2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

2. 被保険者の型および被保険者の範囲

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第2条 保険契約者は、この保険契約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この保険契約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (2) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、

この保険契約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第3条 この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この保険契約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この保険契約の締結時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。

2. この保険契約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この保険契約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後のこの保険契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の入院給付金日額)

第4条 この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん入院給付金日額は、主たる被保険者について定められたがん入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められたがん入院給付金日額は、主たる被保険者について定められたがん入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されません。

3. 給付金の支払

(給付金の支払)

第5条 この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

給付金の支払	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	被保険者が責任開始期以後の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後にがんと診断確定されたこと (2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること (3) 別表7に定める病院または診療所における別表8に定める入院であること

がん 手術 給付 金	手術1回につき、 がん入院給付金日 額×別表6に定め る給付倍率	主 た る 被 保 険 者	被保険者が責任開始期以後の保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること (2) 別表6に定めるいずれかの種類の手術であること (3) 別表7に定める病院または診療所における手術であること
---------------------	---	---------------------------------	--

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんを診断確定されたときには、がん入院給付金およびがん手術給付金は支払いません。
3. 被保険者の入院中にご入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金およびがん手術給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
4. 被保険者が第1項に規定する入院中につきの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この保険契約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主たる被保険者の死亡によりこの保険契約が消滅したとき
 - (3) この保険契約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の第1項に規定する入院中にその子が第3条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき
5. 会社は、被保険者が、時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表6）に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。
6. 保険契約者が法人の場合、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をがん入院給付金およびがん手術給付金の受取人とします。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第6条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人はすみやかに会社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して給付金を請求してください。
 3. 前項の場合に、給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わって給付金を請求することができます。
 4. 前項の規定により会社が給付金を代理人に支払った場合には、その後給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. 給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被

保険者の診断を求めることがあります。

6. 給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
7. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. 主たる被保険者の死亡

（主たる被保険者の死亡）

- 第7条** 主たる被保険者が死亡した場合には、主たる被保険者が死亡したときにこの保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の場合、この保険契約の消滅時に2年をこえて継続して被保険者であった者は、保険契約の消滅時から1か月以内であれば被保険者選択を受けることなく、つぎの保険契約を新たに締結することができます。
 - (1) 保険契約が「本人・配偶者型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人型」契約
 - (2) 保険契約が「本人・子型」の場合
子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約
 - (3) 保険契約が「本人・配偶者・子型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人・子型」契約または配偶者もしくは子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約
 3. 前項の場合、新たに加入できるがん入院給付金日額は、新たに加入する直前のそれぞれの被保険者に対するがん入院給付金日額と同額以下とします。
 4. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、前3項の取扱を行ないます。

5. 保険料払込の免除

（保険料払込の免除）

- 第8条** 主たる被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社は、つぎに到来する第13条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。
- (1) 主たる被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 主たる被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第13条（保険

料の払込)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

第9条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が高度障害状態(別表3)に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第2号にあっては、その原因による高度障害状態に該当した主たる被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

- (1) 保険契約者または主たる被保険者の故意
- (2) 戦争その他の変乱
2. 前条第1項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が身体障害の状態(別表4)に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第7号または第8号にあっては、その原因による身体障害の状態に該当した主たる被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 保険契約者または主たる被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 主たる被保険者の犯罪行為
 - (3) 主たる被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 主たる被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱

(保険料払込免除の請求)

第10条 保険料払込の免除事由が生じたときは保険契約者または被保険者はすみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に請求に必要な書類(別表1)を提出して保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条(給付金の請求、支払時期および支払場所)第5項および第7項の規定を準用します。

6. 契約日および責任開始期

(契約日)

第11条 会社は、つぎの時を保険期間の始期とし、その日を保険契約の契約日とします。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)

2. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。

3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

(責任開始期)

第12条 会社は前条に規定する保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込の免除については、保険期間の始期から会社は保険契約上の責任を負います。

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者の型が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条(被保険者資格の得喪)第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、保険契約の締結後に出生した子については、第3条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの保険契約の責任開始期のいずれか遅い日から保険契約上の責任を負います。

7. 保険料の払込

(保険料の払込)

第13条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法(回数)にしたがい、次条第1項に定める払込方法(経路)により、つぎに定める期間(以下「払込期」といいます。)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。

3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人)に返還します。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

5. 会社の支払うべき金額が前項の未払保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払保険料を払い込むことを要します。この未払保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生に

より支払うべき給付金を支払いません。

6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
7. 前2項の場合、未払込保険料の払込については第16条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
8. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
9. 月払の保険契約ががん入院給付金日額の減額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

（保険料の払込方法（経路））

第14条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- （1）会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - （2）金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - （3）所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限り。）
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
 3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
 4. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときはまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の前納または一括払）

- 第15条** 保険契約者は、会社所定の前納回数を限度として、将来の年払保険料または半年払保険料2年以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。
 5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社所定の一括払回数を限度として、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。

6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第16条** 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- （1）月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - （2）年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金があるときはこれを請求することができます。
 3. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。
 4. 前項の場合、第13条（保険料の払込）第5項の規定を準用します。
 5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

9. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第17条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して1年以内は会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
 3. 会社は前項の金額が払い込まれたときを復活日とし、その日から保険契約上の責任を負います。
 4. 前項の規定にかかわらず、復活日が保険期間の始期からその日を含めて90日以内の場合は、第12条（責任開始期）に規定する責任開始期から保険契約上の責任を負います。

10. 保険契約の無効

（詐欺および不法取得目的による無効）

- 第18条** 保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約を無効（被保険者の型の変更の際の詐欺の場合には、新たに被保険者として加えられた部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、

復活または被保険者の型を変更したときは、その保険契約は無効（被保険者の型の変更の際の不法取得目的の場合には、新たに被保険者として加えられた部分は無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

- 第19条** 被保険者が告知前または告知の時から責任開始期の前日までにがんが診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
- （1）告知前に、被保険者ががんが診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- （2）告知前に、被保険者ががんが診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
- （3）告知の時から責任開始期の前日までに被保険者ががんが診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第21条（告知義務違反による解除）および第23条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

11. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第20条 会社が保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

- 第21条** 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約を解除（被保険者の型の変更の際の告知義務違反の場合には、新たに被保険者として加えられた部分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。またすでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険

者または給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

- 第22条** 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。
- （1）会社が、保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- （2）会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を始めて1か月を経過したとき。
- （3）保険期間の始期または復活日からその日を始めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

（重大事由による解除）

- 第23条** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- （1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- （2）給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
- （3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- （4）この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
- （5）その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約および解約返戻金

（解約）

第24条 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金がある

ときはこれを保険契約者に支払います。

(解約返戻金)

- 第25条** 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。
2. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

13. 契約内容の変更

(がん入院給付金日額の減額)

- 第26条** 保険契約者は、がん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のがん入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. がん入院給付金日額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. がん入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
 4. がん入院給付金日額を減額したときは、その後の保険料を更正します。

(被保険者の型の変更)

- 第27条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、第2条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。
2. 被保険者の型を変更するときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受けとった時（告知の前に受けとった場合には、告知の時）
 4. 本条の変更が行なわれた場合には、その後の保険料を改めます。
 5. 本条の変更によりこの保険契約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金を保険契約者に払い戻します。
 6. 本条の変更により新たにこの保険契約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います。

14. 保険契約者

(保険契約者の代表者)

- 第28条** 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理

するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

- 第29条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

(保険契約者の住所の変更)

- 第30条** 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第31条** 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第32条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、過不足を精算します。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものととして保険料を更正し、過不足を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、過不足を精算します。

16. 契約者配当

(契約者配当)

- 第33条** この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

(時効)

- 第34条** 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払

金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第35条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。

19. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第36条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。

- (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき。
- (2) 保険料払込方法（回数）が一時払のとき。
- (3) 保険料払込期間が保険期間より短いとき。

3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後の保険契約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、保険契約の更新は取り扱いません。

4. 更新後の保険契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 更新後の保険契約のがん入院給付金日額は、更新前の保険契約のがん入院給付金日額と同一とします。

6. 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、保険料は更新日現在の主たる被保険者の年齢によって計算します。

7. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第13条（保険料の払込）第1項から第6項まで、第8項および第9項ならびに第16条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第3項から第5項までの規定を準用します。

8. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

9. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- (2) 第5条（給付金の支払）、第8条（保険料払込の免除）、第19条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第22条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとし、

(3) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

10. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の保険契約により更新されることがあります。

20. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第37条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

別表1 請求書類

(1) 給付金および保険料払込の免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1 がん入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 がん手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約	(1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3 契約内容の変更 ・がん入院給付金日額の減額 ・被保険者の型の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 新たに被保険者となる配偶者または子についての会社所定の告知書（被保険者の型の変更の場合）
4 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また1の請求については会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。</p>	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858
<p>ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。</p>	

9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 E 860～E 869 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 E 870～E 876 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの E 878～E 879 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落 E 880～E 888	
13. 火災および火焰による不慮の事故 E 890～E 899	
14. 自然および環境要因による不慮の事故 E 900～E 909 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 E 910～E 915 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故 E 916～E 928 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 E 930～E 949 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷 E 960～E 969	
19. 法的介入 E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷 E 990～E 999	

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備考【別表3、別表4】

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全伸直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170~175
泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物	190~199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
上皮内癌	230~234

別表6 対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備考【別表6】

(1) 手術

「手術」とは器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿孔および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

別表7 病院または診療所

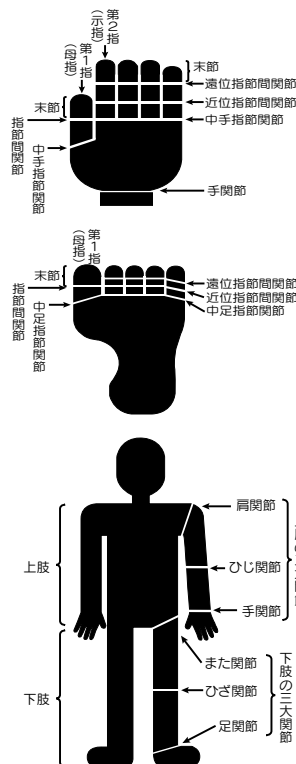
「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表8 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅での治療が困難なため、別表7に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【身体部位の名称図】



終身保険特約条項 目次

この特約の概要

<p>第 1 条 特約の被保険者46</p> <p>第 2 条 特約保険金の支払46</p> <p>第 3 条 特約保険金の支払方法の選択47</p> <p>第 4 条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所47</p> <p>第 5 条 特約保険料の払込免除47</p> <p>第 6 条 特約の締結47</p> <p>第 7 条 特約の責任開始期47</p> <p>第 8 条 特約の保険料払込期間47</p> <p>第 9 条 特約の保険料の払込47</p> <p>第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱47</p> <p>第11条 特約の失効48</p> <p>第12条 特約の復活48</p> <p>第13条 告知義務および告知義務違反48</p> <p>第14条 重大事由による解除48</p>	<p>第15条 特約の解約48</p> <p>第16条 特約の返戻金48</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合48</p> <p>第18条 特約保険金額の減額48</p> <p>第19条 特約保険金の受取人の代表者48</p> <p>第20条 特約死亡保険金受取人の指定または変更48</p> <p>第21条 特約の契約者配当48</p> <p>第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱48</p> <p>第23条 管轄裁判所48</p> <p>第24条 契約内容の登録49</p> <p>第25条 主約款の規定の準用49</p> <p>第26条 がん保険に付加した場合の特則49</p> <p>別表 1 請求書類50</p> <p>別表 2 対象となる高度障害状態50</p>
---	---

終身保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約の被保険者)

第 1 条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

(特約保険金の支払)

第 2 条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	<p>支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）</p>

特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の給付金受取人	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま</p> <p>す。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。</p>	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>(2) 戦争その他の変乱</p>
-----------	--------	------------	--	---

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
4. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によ

って死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

7. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(特約保険金の支払方法の選択)

第3条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほか第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
 4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 5. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険料払込期間)

第8条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第9条** この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
 4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払）第7項の場合は除きます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金の受取人の代表者)

第19条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(特約死亡保険金受取人の指定または変更)

第20条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 特約死亡保険金受取人の死亡時以後、特約死亡保険金受取人の変更が行われていない間に特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で特約死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約死亡保険金受取人とします。
5. 前項により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(特約の契約者配当)

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第22条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第23条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第24条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を

準用します。

(がん保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。
- (2) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- (4) 前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (ア) 告知前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (イ) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (ウ) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- (5) 前2号の適用がある場合には、第13号（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- (6) 被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表2）に該当した場合には、第2条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、下記のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、下記の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

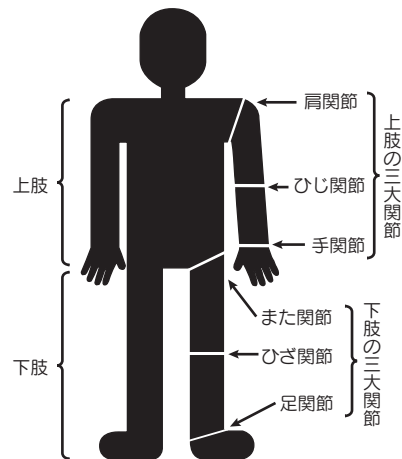
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者	51
第2条 特約保険金の支払	51
第3条 特約保険金の支払方法の選択	52
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	52
第5条 特約保険料の払込免除	52
第6条 特約の締結	52
第7条 特約の責任開始期	52
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	52
第9条 特約の保険料の払込	52
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	53
第11条 特約の失効	53
第12条 特約の復活	53
第13条 告知義務および告知義務違反	53
第14条 重大事由による解除	53
第15条 特約の解約	53

第16条 特約の返戻金	53
第17条 特約の消滅とみなす場合	53
第18条 特約保険金額の減額	53
第19条 特約保険金の受取人の代表者	53
第20条 特約死亡保険金受取人の指定または変更	53
第21条 特約の更新	54
第22条 特約の契約者配当	54
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	54
第24条 管轄裁判所	54
第25条 契約内容の登録	54
第26条 主約款の規定の準用	55
第27条 がん保険に付加した場合の特則	55
別表1 請求書類	56
別表2 対象となる高度障害状態	56

定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約の被保険者)

第1条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含まず。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
-----------	--------	------------	---	--

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたとときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

特約

定期保険特約条項

4. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
5. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
9. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(特約保険金の支払方法の選択)

第3条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認

書

- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 5. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第9条** この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契

約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約(当日)以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとしします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金(保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
(3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特

約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条(特約保険金の支払)第7項の場合は除きます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金の受取人の代表者)

第19条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとしします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(特約死亡保険金受取人の指定または変更)

第20条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 特約死亡保険金受取人の死亡時以後、特約死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、

その者については、その順次の法定相続人)で特約死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約死亡保険金受取人とします。

5. 前項より特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

(3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了するまでにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険料の払込)第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第2条(特約保険金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第13条(告知義務および告知義務違反)

に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、

12. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了するまでにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

13. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第23条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとし、

3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第25条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別

- および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。
- (1) 第7条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。
- (2) 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- (4) 前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
- (ア) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (イ) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (ウ) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- (5) 前2号の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- (6) 被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表2）に該当した場合には、第2条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

（主約款の規定の準用）

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特例）

第27条 この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

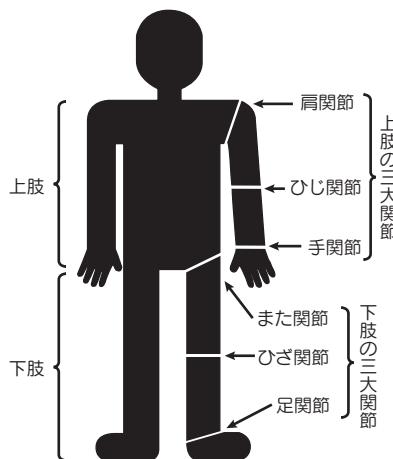
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



がん退院後療養特約条項（がん保険） 目次

この特約の概要

<p>第1条 被保険者の型および被保険者の範囲 ……57</p> <p>第2条 被保険者資格の得喪 ……57</p> <p>第3条 配偶者または子の基本がん退院療養給付金額 ……57</p> <p>第4条 がん退院療養給付金の支払 ……58</p> <p>第5条 がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所 ……58</p> <p>第6条 特約保険料の払込免除 ……58</p> <p>第7条 特約の締結 ……58</p> <p>第8条 特約の責任開始期 ……58</p> <p>第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 ……58</p> <p>第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……59</p> <p>第11条 特約の失効 ……59</p> <p>第12条 特約の復活 ……59</p>	<p>第13条 責任開始期前のがん診断確定による無効 ……59</p> <p>第14条 告知義務および告知義務違反 ……59</p> <p>第15条 重大事由による解除 ……59</p> <p>第16条 特約の解約 ……60</p> <p>第17条 特約の返戻金 ……60</p> <p>第18条 特約の消滅とみなす場合 ……60</p> <p>第19条 基本がん退院療養給付金額の減額 ……60</p> <p>第20条 被保険者の型の変更 ……60</p> <p>第21条 特約の更新 ……60</p> <p>第22条 特約の契約者配当 ……61</p> <p>第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……61</p> <p>第24条 管轄裁判所 ……61</p> <p>第25条 主約款の規定の準用 ……61</p> <p>別表1 請求書類 ……62</p>
---	---

がん退院後療養特約条項（がん保険）

（平成19年4月2日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者ががんの治療を目的として入院した後、生存して退院したときにがん退院療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

（被保険者の型および被保険者の範囲）

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 主たる被保険者
主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者
- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、こ

（被保険者資格の得喪）

- 第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
 3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

（配偶者または子の基本がん退院療養給付金額）

- 第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本がん退院療養給付金額は、主たる被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められた基本がん退院療養給付金額は、主たる被保険者について定められた基本がん退院療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

特約

がん退院後療養特約条項（がん保険）

(がん退院療養給付金の支払)

第4条 この特約において支払うがん退院療養給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん退院療養給付金	1回の入院のその退院につき、基本がん退院療養給付金額×10	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定するがんを直接の原因とする入院であること (2) 主約款に定めるがん入院給付金の支払われる入院であること (3) 前号の入院日数が継続して20日以上であること

2. 被保険者が、主約款に規定にするがん入院給付金の支払われる入院で、その入院日数が20日未満の入院をした後、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして前項の規定を適用します。この場合、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日以後に開始した入院について、その後がん退院療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、がん退院療養給付金を支払いません。ただし、がん退院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、前項の規定を適用します。
3. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本がん退院療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

(がん退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条 がん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. がん退院療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、がん退院療養給付金を請求してください。
 3. 前項の場合に、がん退院療養給付金の受取人が被保険者で、被保険者ががん退院療養給付金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、その事情

を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代わってがん退院療養給付金を請求することができます。

4. 前項の規定により会社ががん退院療養給付金を代理人に支払った場合には、その後がん退院療養給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん退院療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

- 第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第2条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の

保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん退院療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第10条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん退院療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. がん退院療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第11条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活

が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

- 第13条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - （1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - （2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - （3）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
 3. 本条の適用がある場合は、第14条（告知義務および告知義務違反）および第15条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

- 第14条** この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第15条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- （1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - （2）給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐取行為があった場合
 - （3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - （4）その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. がん退院療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、がん退院療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでにがん退院療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん退院療養給付金の受取人に通知しま

す。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第17条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱いします。
3. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第18条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(基本がん退院療養給付金額の減額)

第19条 保険契約者は、いつでも、基本がん退院療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本がん退院療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、基本がん退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(被保険者の型の変更)

第20条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。

3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

- (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合

……承諾日

- (2) 前号以外の変更の場合

……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。

5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶

者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を始めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における主たる被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

- (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこの特約の基本がん退院療養給付金額は、更新前のこの特約の基本がん退院療養給付金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金

もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第4条（がん退院療養給付金の支払）、第8条（特約の責任開始期）、第13条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、

13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん退院療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の

払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第23条 主契約のがん入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約のがん入院給付金日額に対するこの特約の基本がん退院療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで基本がん退院療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本がん退院療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとし、

3. 前項の規定によって、基本がん退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（管轄裁判所）

第24条 この特約におけるがん退院療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
がん退院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) がん退院療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

がん診断給付金特約条項（がん保険） 目次

この特約の概要

第1条 がんの定義および診断確定	63
第2条 被保険者の型および被保険者の範囲	63
第3条 被保険者資格の得喪	63
第4条 配偶者または子のがん診断給付金額	64
第5条 がん診断給付金の支払	64
第6条 がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所	64
第7条 特約保険料の払込免除	64
第8条 特約の締結	64
第9条 特約の責任開始期	64
第10条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	64
第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	65
第12条 特約の失効	65
第13条 特約の復活	65
第14条 責任開始期前のがん診断確定による無効	65

第15条 告知義務および告知義務違反	65
第16条 重大事由による解除	65
第17条 特約の解約	66
第18条 特約の返戻金	66
第19条 特約の消滅とみなす場合	66
第20条 がん診断給付金額の減額	66
第21条 被保険者の型の変更	66
第22条 特約の更新	66
第23条 特約の契約者配当	67
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	67
第25条 管轄裁判所	67
第26条 主約款の規定の準用	67
別表1 請求書類	68
別表2 対象となる悪性新生物	68

がん診断給付金特約条項（がん保険）

（平成19年4月2日改正）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者ががんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始したときに、がん診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。

（がんの定義および診断確定）

- 第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

（被保険者の型および被保険者の範囲）

第2条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。
- (1) 主たる被保険者

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者

- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

（被保険者資格の得喪）

- 第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

特約

がん診断給付金特約条項（がん保険）

(配偶者または子のがん診断給付金額)

- 第4条** この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん診断給付金額は、主たる被保険者について定められたがん診断給付金額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められたがん診断給付金額は、主たる被保険者について定められたがん診断給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(がん診断給付金の支払)

- 第5条** この特約において支払うがん診断給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん診断給付金	がん診断給付金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中にがんと診断確定され、主契約のがん入院給付金の支払われる入院を開始したとき

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にかん診断確定されていたときには、がん診断給付金を支払いません。
3. 第1項に規定するがん診断給付金額の変更があった場合には、各日現在のがん診断給付金額を基準とします。
4. 被保険者ががん以外の原因による入院中にかんの治療を開始したと会社が認めるときは、その治療を開始した日にかんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
5. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第6項の規定によりがん診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を始めて2年以内にかん診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、がん診断給付金を支払いません。
6. 被保険者ががん診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を始めて2年を経過した日の翌日に主契約のがん入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、本条の規定を適用してがん診断給付金を支払います。

(がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第6条** がん診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. がん診断給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、がん診断給付金を請求してください。
3. 前項の場合に、がん診断給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者にかん診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わってが

ん診断給付金を請求することができます。

4. 前項の規定により、会社ががん診断給付金を代理人に支払った場合には、その後にかん診断給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. がん診断給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん診断給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第7条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第8条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

- 第9条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を始めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第3条（被保険者資格の得喪）第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を始めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第3条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第10条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定

めます。

- この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
- 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん診断給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第11条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん診断給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- がん診断給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第12条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

- 第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第9条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

- 第14条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん診断給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん診断給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - 本条の適用がある場合は、第15条（告知義務および告知義務違反）および第16条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

- 第15条** この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第16条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- がん診断給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、がん診断給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでにかん診断給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん診断給付金の受取人に通知します。
 - 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、

解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第18条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

- この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に扱います。
- 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第19条 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき、この特約は消滅したものとみなします。

(がん診断給付金額の減額)

第20条 保険契約者は、いつでもがん診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん診断給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(被保険者の型の変更)

第21条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第2条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

- 主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。
- 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第22条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

- 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することができます。
 - 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
- 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
- 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することができます。
- この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 更新後のこの特約のがん診断給付金額は、更新前のこの特約のがん診断給付金額と同一とします。
- 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
- 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりと

- します。
- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
- (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第5条（がん診断給付金の支払）、第9条（特約の責任開始期）、第14条（責任開始期前のがん診断確定による無効）、第15条（告知義務および告知義務違反）および第21条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第10条第4項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
- (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。
- (a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第10条第4項および第11条の規定を準用します。
- (b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。
- （特約の契約者配当）**
- 第23条** この特約に対しては、契約者配当はありません。
- （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**
- 第24条** 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約のがん入院給付金日額に対するこの特約のがん診断給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までそのがん診断給付金額を減額します。ただし、減額後のそのがん診断給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- （管轄裁判所）**
- 第25条** この特約におけるがん診断給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。
- （主約款の規定の準用）**
- 第26条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170~175
泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物	190~199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
上皮内癌	230~234

がん死亡・高度障害終身保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条 がんの定義および診断確定	69
第2条 特約の被保険者	69
第3条 特約保険金の支払	69
第4条 特約保険金の支払方法の選択	70
第5条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	70
第6条 特約保険料の払込免除	70
第7条 特約の締結	70
第8条 特約の責任開始期	70
第9条 特約の保険料払込期間	70
第10条 特約の保険料の払込	70
第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	70
第12条 特約の失効	70
第13条 特約の復活	70
第14条 責任開始期前のがん診断確定による無効	71
第15条 告知義務および告知義務違反	71

第16条 重大事由による解除	71
第17条 特約の解約	71
第18条 特約の返戻金	71
第19条 特約の消滅とみなす場合	71
第20条 特約がん保険金額の減額	71
第21条 特約保険金の受取人の代表者	71
第22条 特約がん死亡保険金受取人の指定または変更	71
第23条 特約の契約者配当	71
第24条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	72
第25条 管轄裁判所	72
第26条 主約款の規定の準用	72

別表1 請求書類	73
別表2 対象となる悪性新生物	73
別表3 対象となる高度障害状態	73

がん死亡・高度障害終身保障特約条項

(平成19年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者ががんにより死亡し、またはがんにより所定の高度障害状態になった場合に、特約がん死亡保険金または特約がん高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約がん死亡保険金額および特約がん高度障害保険金額は同額です。

(がんの定義および診断確定)

第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つものによってなされることを要します。

(特約の被保険者)

第2条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

(特約保険金の支払)

第3条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
特約がん死亡保険金	特約がん保険金額	特約がん死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したとき
特約がん高度障害保険金	特約がん保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後、診断確定されたがんを直接の原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合には、特約がん死亡保険金および特約がん高度障害保険金を支払いません。
3. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約がん高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなしません。
4. 特約がん死亡保険金を支払う前に特約がん高度障害保険金の支払請求を受け、特約がん高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約がん死亡保険金を支払いません。
5. 特約がん死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれ

を支しません。

6. 被保険者が責任開始日以後に死亡し、その後がんと直接の原因として死亡したと会社が認めた場合には、特約がん死亡保険金を支払います。

(特約保険金の支払方法の選択)

第4条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約がん保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約がん保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づき死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約がん保険金の請求の際、前項に定める書類のほか第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の場合に、主契約の給付金の受取人が被保険者で、被保険者に特約がん高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代わって特約がん高度障害保険金を請求することができます。
5. 前項の規定により、会社が特約がん高度障害保険金を代理人に支払った場合には、その後の特約がん高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支しません。
6. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
7. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除され

た場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

(特約の責任開始期)

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険料払込期間)

第9条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。

(特約の保険料の払込)

第10条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第14条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつきのように取り扱います。

（1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および特約保険金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

（2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および特約保険金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。

（3）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合は、第15条（告知義務および告知義務違反）および第16条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第15条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

（1）保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合

（3）その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、

被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（特約の返戻金）

第18条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。

（特約の消滅とみなす場合）

第19条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（特約がん保険金額の減額）

第20条 保険契約者は、いつでも、特約がん保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約がん保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額は解約されたものとして取り扱います。

（特約保険金の受取人の代表者）

第21条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

（特約がん死亡保険金受取人の指定または変更）

第22条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約がん死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

4. 特約がん死亡保険金受取人の死亡時以後、特約がん死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に特約がん死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約がん死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順位の法定相続人）で特約がん死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約がん死亡保険金受取人とします。

5. 前項により特約がん死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（特約の契約者配当）

第23条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第24条 主契約のがん入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約のがん入院給付金日額に対するこの特約の特約保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとして扱います。
3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約がん死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約がん死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約がん高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約がん死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
上皮内癌	230～234

別表3 対象となる高度障害状態

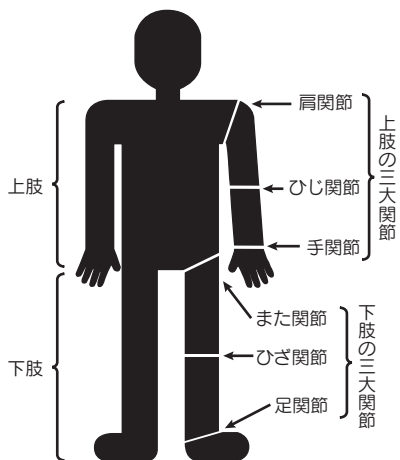
対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



がん死亡・高度障害定期保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条	がんの定義および診断確定	75
第2条	特約の被保険者	75
第3条	特約保険金の支払	75
第4条	特約保険金の支払方法の選択	76
第5条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所	76
第6条	特約保険料の払込免除	76
第7条	特約の締結	76
第8条	特約の責任開始期	76
第9条	特約の保険期間および保険料払込期間	76
第10条	特約の保険料の払込	76
第11条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	77
第12条	特約の失効	77
第13条	特約の復活	77
第14条	責任開始期前のがん診断確定による無効	77
第15条	告知義務および告知義務違反	77

第16条	重大事由による解除	77
第17条	特約の解約	77
第18条	特約の返戻金	77
第19条	特約の消滅とみなす場合	77
第20条	特約がん保険金額の減額	77
第21条	特約保険金の受取人の代表者	78
第22条	特約がん死亡保険金受取人の指定または変更	78
第23条	特約の更新	78
第24条	特約の契約者配当	78
第25条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	79
第26条	管轄裁判所	79
第27条	主約款の規定の準用	79
別表1	請求書類	80
別表2	対象となる悪性新生物	80
別表3	対象となる高度障害状態	80

がん死亡・高度障害定期保障特約条項

(平成19年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者がこの特約の保険期間中にかんにより死亡し、またはがんにより所定の高度障害状態になった場合に、特約がん死亡保険金または特約がん高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約がん死亡保険金額および特約がん高度障害保険金額は同額です。

(がんの定義および診断確定)

第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つものによってなされることを要します。

(特約の被保険者)

第2条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

(特約保険金の支払)

第3条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
特約がん死亡保険金	特約がん保険金額	特約がん受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
特約がん高度障害保険金	特約がん保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後、診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にかんと診断確定されていた場合には、特約がん死亡保険金および特約がん高度障害保険金を支払いません。
3. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて特約がん高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなしません。
4. 特約がん死亡保険金を支払う前に特約がん高度障害保険金の支払請求を受け、特約がん高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約がん死亡保険金を支払いません。
5. 特約がん死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約がん高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれ

を支払いません。

6. 被保険者が責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡したと会社が認めた場合には、特約がん死亡保険金を支払います。
7. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては、高度障害状態（別表3）に該当し、この特約の保険期間満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして特約がん高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

（特約保険金の支払方法の選択）

第4条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第5条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約がん保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とすする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約がん保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約がん保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の場合に、主契約の給付金の受取人が被保険者で、被保険者に特約がん高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合または配偶者に請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代わって特約がん高度障害保険金を請求することができます。
 5. 前項の規定により、会社が特約がん高度障害保険金を代理人に支払った場合には、その後に特約がん高度障害保険

金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
7. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

（特約の責任開始期）

第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日をきめて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間および保険料払込期間）

第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

（特約の保険料の払込）

第10条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由

が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第11条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

（特約の失効）

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

（特約の復活）

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（責任開始期前のがん診断確定による無効）

第14条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - （1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および特約保険金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - （2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および特約保険金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - （3）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第15条（告知義務および告知義務違反）および第16条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第15条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第16条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- （1）保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取る目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- （2）特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
- （3）その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（特約の返戻金）

第18条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。

（特約の消滅とみなす場合）

第19条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（特約がん保険金額の減額）

第20条 保険契約者は、いつでも、特約がん保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約がん保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金の受取人の代表者)

第21条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(特約がん死亡保険金受取人の指定または変更)

第22条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約がん死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 特約がん死亡保険金受取人の死亡時以後、特約がん死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に特約がん死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約がん死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で特約がん死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約がん死亡保険金受取人とします。
5. 前項より特約がん死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。
8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条(特約の保険料の払込)第3項および第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- (2) 第3条(特約保険金の支払)、第6条(特約保険料の払込免除)、第8条(特約の責任開始期)、第14条(責任開始期前のがん診断確定による無効)および第15条(告知義務および告知義務違反)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

12. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
- (2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - A) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第10条第3項および第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

13. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約のがん入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約のがん入院給付金日額に対するこの特約の特約保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約がん死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約がん死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約がん高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約がん高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約がん死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170~175
泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物	190~199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
上皮内癌	230~234

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

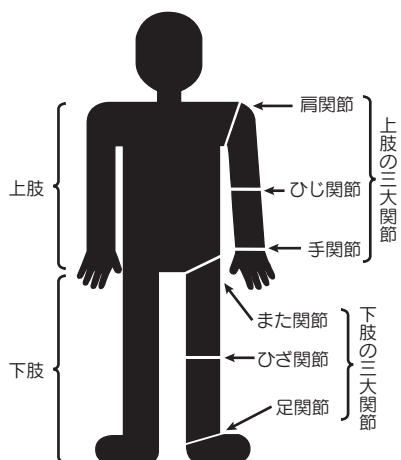
備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



保険料口座振替特約条項

(平成13年7月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。

4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

(1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に

該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成13年7月2日改正）

（特約の適用）

- 第1条** この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

（責任開始期の特則）

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

（保険料の払込）

- 第3条** この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第4条** 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。
この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。
- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

（特約の失効）

- 第5条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が指定口座を解約したとき
- (2) 団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

（主約款および特約の規定の準用）

- 第6条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

- 第7条** この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

(取扱の範囲)

- 第1条** 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。
- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
 3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

- 第2条** 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
 3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
 - (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
 - (エ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
 - (2) 団体が前号(ア)から(エ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
 2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または

被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

- 第4条** 第1回保険料は、団体を經由して払い込むことができます。
2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
 3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
 4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

- 第5条** 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

- 第6条** 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
 2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差引きます。
 3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
 4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

- 第7条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき

- (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、
保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払
または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 II

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。

す。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

集団扱特約条項

(平成14年6月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約については、つぎの条件を満たす限り、普通保険約款のほかこの特約を適用して、集団扱をします。

- (1) 集団の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
 - (2) 集団またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
 - (3) その集団に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数とが名寄せ合算して10名以上あるとき
2. 集団扱を行なう場合には、会社は、集団代表者と集団扱協定を締結します。

(契約日の特則)

第2条 集団扱を行なう保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、集団扱保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料の払込方法は集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月内に集団代表者を経由して払い込んでください。
3. 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 保険料が払い込まれた場合には、会社は集団代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。
5. 保険料の払込方法が月払の場合には、第2回以後の保険料の払込については、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

(保険料の前納または一括払)

第5条 この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

(一括保険証券)

第6条 会社は、個々の保険証券にかえて集団またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

(保険契約の復活)

第7条 この特約を付加した保険契約が失効した場合には、復活することができる期間は、普通保険約款に定める保険契約の復活の規定にかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。

(保険期間の変更)

第8条 この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

(特約の消滅)

第10条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者がその所属集団から脱退したとき
- (2) 集団扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項第1号から第3号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないとき
- (3) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協定が解除されたとき

2. 前項の規定によってこの特約が消滅したときは、個人扱の取扱に変更し、保険料率を将来に向かって更正します。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱の取扱への変更が、会社の定める範囲をこえる場合には、変更の取扱はしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込に対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。
3. 前項に規定する個人扱の取扱への変更後の保険期間満了の日が、会社の定める範囲をこえる場合には、同一の保険期間への変更は行なわず、短期の保険期間とする個人扱の取扱に変更します。この場合、会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
4. 前2項に規定する個人扱の取扱への変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
5. 前項の未払込分の保険料の払込については、普通保険約款に定める猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。

(この特約を付加した定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、
遡増定期保険契約、医療保険契約またはがん保険契約の更新)

第11条 この特約を付加した保険契約が更新される場合には、普通
保険約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ただし、保険期間を変更して更新する取扱はしません。

(この特約を付加した優良体定期保険契約の自動変更)

第12条 この特約を付加した保険契約が自動変更される場合に
は、普通保険約款に定める保険契約の自動変更の規定を準
用します。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱
はしません。

(がん保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条(契約
日の特則)中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款
に定める保険期間の始期」と読み替えます。

MEMO

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

- ◆転居および町名変更の場合には、お手数でも支店またはお客様サービスセンターにただちにお知らせください。
- ◆名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、支店またはお客様サービスセンターにただちにお知らせください。
- ◆ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ◆あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保存してください。

保険契約についてのお問い合わせやご相談・苦情がございましたら
ご遠慮なく下記の「お客様サービスセンター」にお申出ください。

なお、ご照会の際には、必ず証券番号、保険契約者名、被保険者名、
契約年月日をお知らせください。

富士生命保険株式会社

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル

<お問い合わせ先>

お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

<各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください>

<http://www.fujiseimei.co.jp/>

説明事項ご確認のお願い

がん保険（無配当）

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）…………… 3
- 給付金などをお支払いできない場合 …………… 18
- 健康状態や職業などの告知義務 …………… 20
- 保障の責任開始期 …………… 22
- 保険料の払込方法 …………… 24
- 払込猶予期間とご契約の効力 …………… 25
- 効力を失ったご契約の復活 …………… 26
- ご契約の解約と解約返戻金 …………… 29

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

富士生命保険株式会社

本 社 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17
(商工中金船場ビル)

生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。
お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901 (月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00)

取扱者